

I 虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等

(1) 公認会計士（監査法人の社員として監査証明業務を執行した者を含む。）

○ 基本となる処分の量定

懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定（新基準）
虚偽証明・不当証明	故意による虚偽証明	第30条第1項・第3項、第31条の2	登録抹消
	過失による虚偽証明	第30条第2項・第3項、第31条の2	業務停止6月

（注1）個人で監査契約を締結している公認会計士については、業務停止に至らない場合等であって、経済的損失を課することが効果的である場合には、課徴金を賦課することを検討する。

（注2）事案が極めて重大かつ悪質な場合は、登録抹消又は業務停止に加えて、課徴金を課すことを検討する。

○ 個別事情による加重・軽減

項 目	内 容	加重・軽減 （新基準）
虚偽証明等の内容	○虚偽証明・不当証明の対象（損益）金額の資本金等に対する割合 （例）資本金等に対する比率 1000%以上 " 100%未満	加重 軽減
	○虚偽証明・不当証明の対象期間 ・長期（概ね5年以上）にわたる場合 ・1期だけのみの場合 ・中間監査にかかるもののみの場合 ・四半期レビューにかかるもののみの場合 ・内部統制監査にかかるもののみの場合	加重 軽減 軽減 軽減 軽減
	○監査の態様 ・非上場（公認会計士法上の「大会社等」を除く）の場合 ・任意監査の場合	軽減 軽減
	○虚偽証明・不当証明に対する積極性・計画性 ・スキームを提案するなど積極的・計画的に関与していた場合	加重
行為者の意識・行為等の態様	○隠蔽行為の有無 ・監査調書を改ざんする等の隠蔽行為を行った場合 ・監査概要書に監査実施状況について不実の記載を行っていたような場合	加重 加重
	○監査報酬以外に報酬等として金品等を受領している場合	加重
	○不正の請託を受け、報酬等を請求・約束している場合	加重
	○従たる立場で行った場合	軽減
行為者の意識・行為等の態様	○虚偽等があることを指摘し、監査証明期間のうちに「不適正意見」「意見不表明」等の意見を出した期間がある場合	軽減

監査等の状況	○過失の程度（監査手続） ・ 重大な監査手続違反などにより重大な過失があると認められる場合	加重
	○問題となる項目につき法人の内部規程等に違反し審査会に付議しなかった場合又は審査を依頼しなかった場合	加重
	○企業による隠蔽行為等があった場合	軽減
	○監査手続に占める虚偽・不当証明の割合 ・ 当該手続以外は監査基準等に準拠し、適切に監査が行われていたと認められる場合	軽減
	○監査の実施過程において、内部統制の状況など問題点等を指摘し改善を求めた場合	軽減
	○虚偽・不当証明の主要な期間が過去からの繰り返し（洗替え）のものであり、新規に虚偽の金額が増加していないような場合	軽減
是正等の対応	○（監査法人の）役職、監査証明業務を辞退するなどの対応をしている場合	軽減
	○事実関係の把握及び再発防止等に向けた適切な対応がとられている場合	軽減
刑事事件としての該当性、社会的影響度	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	加重
その他	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき加重すべき項目がある場合	加重
	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき軽減すべき項目がある場合	軽減

(2) 監査法人

○ 基本となる処分の量定

懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定（新基準）
虚偽証明・不当証明	社員の故意による虚偽証明	第 34 条の 21 第 2 項第 1 号 第 34 条の 21 の 2	課徴金＋監査契約の新規の締結に関する業務の停止 1 年＋業務改善命令 又は 業務停止 3 月
	社員の過失による虚偽証明	第 34 条の 21 第 2 項第 2 号 第 34 条の 21 の 2	課徴金＋監査契約の新規の締結に関する業務の停止 6 月＋業務改善命令 又は 業務停止 1 月
	業務執行社員以外に特に責任を有する社員がいる場合	第 34 条の 21 第 3 項	当該社員の監査法人の業務又は意思決定への関与禁止

（注 3）事案の重大性、監査法人の内部管理体制不備の重篤性などから、当該監査法人に監査業務を継続させることが適当でないと考えられる場合には、既存業務を含む業務停止とする。

（注 4）上記の場合、あるいは解散命令処分とする場合は、課徴金は賦課しないことを基本とするが、事案が極めて重大かつ悪質な場合には、これらの処分に加えて、課徴金を課すことを検討する。

○ 個別事情による加重・軽減

項 目	内 容	加重・軽減 (新基準)
虚偽証明等の内容	○虚偽証明・不当証明の対象（損益）金額の資本金等に対する割合 （例）資本金等に対する比率 1000%以上 〃 100%未満	加重 軽減
	○虚偽証明・不当証明の対象期間 ・長期（概ね5年以上）にわたる場合 ・1期のみの場合 ・中間監査にかかるもののみの場合 ・四半期レビューにかかるもののみの場合 ・内部統制監査にかかるもののみの場合	加重 軽減 軽減 軽減 軽減
	○監査の態様 ・非上場（公認会計士法上の「大会社等」を除く）の場合 ・任意監査の場合	軽減 軽減
	○品質管理に関する規定・体制の未整備又は不備による場合 ○審査機構が機能しなかったことによる場合 ○審査機構のみの責めに帰すべきことが困難である場合 ・業務執行社員が監査法人の内部規程等に違反し審査会に付議しなかったような場合 ・業務執行社員が監査法人の内部規程等に違反し簡易な審査で済ませてしまったような場合 ○諸規準に準拠し、内部管理体制が確立していると認められる場合	加重 加重 軽減 軽減 軽減
内部規律の態様	○内部規律に関する規定・体制の未整備又は不備による場合	加重
	○諸規準に準拠し、内部規律が確保されていると認められる場合	軽減
監査証明を行った行為者	○行為者の故意・過失の程度が重いと認められる場合	加重
	○行為者の故意・過失の程度が軽いと認められる場合	軽減
	○行為者が監査法人に対して虚偽の報告をする等の隠蔽行為や欺罔行為が存在し、監査法人の過失の程度が軽いと認められる場合	軽減
是正等の対応	○速やかに法人内で調査等を行い、適切な改善措置を講じている場合	軽減
	○事実関係の把握及び再発防止等に向けた適切な対応がとられている場合	軽減
刑事事件としての該当性、社会的影響度	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	加重
その他	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき加重すべき項目がある場合	加重
	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき軽減すべき項目がある場合	軽減

Ⅱ 法令違反に対する懲戒処分等

(1) 公認会計士

○ 基本となる処分の量定

懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定 (新基準)
公認会計士法 違反	・ 業務停止処分違反	第 31 条	登録抹消
	・ 業務改善指示違反	第 31 条	業務停止 2 年
	・ 業務制限違反〔利害関係規定違反〕	第 24 条、第 24 条の 2	業務停止 1 月
	・ ローテーション違反 ・ 同無承認実施（やむを得ない事由がある場合）	第 24 条の 3 公認会計士法施行規則第 9 条第 2 項	業務停止 1 月 戒告
	・ 個人単独監査禁止違反	第 24 条の 4	業務停止 1 月
	・ 守秘義務違反	第 27 条、第 52 条	
	・ 就職制限違反 ・ 同無承認実施（やむを得ない事由がある場合）	第 28 条の 2、第 34 条の 14 の 2	業務停止 1 月 戒告
	・ 懲戒調査検査忌避、虚偽答弁等報告検査忌避（個人）	第 33 条、第 55 条第 1 号、第 49 条の 3、第 53 条第 1、2 号	業務停止 1 月
	・ 証明範囲利害関係明示違反	第 25 条	戒告
	・ 使用人監督義務違反	第 28 条の 3	
	・ 社員競業禁止規定違反	第 34 条の 14	
	・ 合併・清算手続違反（監査法人社員）	第 34 条の 20、第 34 条の 20 の 2、第 34 条の 22 第 2、3、6 項等	
	・ 変更登録義務違反、解散・合併届出違反、登記義務違反	第 20 条、第 34 条の 6 第 1 項、第 34 条の 18 第 3 項、第 34 条の 19 第 3 項	
公認会計士法 違反（信用失墜行為違反）	・ 監査補助者としての業務不適切 (1) 不正行為等の不報告などの重大な場合 (2) 監査手続違反などの指示違反等の場合	第 26 条	業務停止 6 月 業務停止 1 月
	・ 倫理規定違反 監査報酬以外の金品の受領など重大な場合		業務停止 3 月
	・ 2 条 2 項業務に係る業務懈怠 (1) 刑事訴追の対象 (2) 全く業務を行わないなど重大な任務懈怠		業務停止 3 月 業務停止 2 月

公認会計士法 違反（信用失 墜行為違反）	・ 税理士法違反 [脱税幫助、脱税相談] (1) 税理士業務停止 6 か月以上 (2) 税理士業務停止 6 か月未満	第 26 条	業務停止 3 月 業務停止 1 月
	・ 自己脱税 刑事訴追の対象となった場合や 税理士法違反による業務停止処 分が行われた場合等重大な場合 (1) 不正所得高額（1 億円以上） (2) 不正所得少額（1 億円未満）		業務停止 3 月 業務停止 1 月
	・ いわゆる「名義貸し」 (注) 他人に自己の名義を使用さ せたとき		業務停止 2 月
	・ 不正経理協力 (1) 刑事訴追の対象 (2) (1) 以外の場合		業務停止 1 年 業務停止 6 月
	・ 上記以外の 26 条の規定違反 重大な信用失墜行為の場合		業務停止 3 月
公認会計士法 違反（運営が 著しく不当）	・ 特に重大な場合 (例) 品質管理の方針等不存在	第 31 条第 2 項	業務停止 2 年
	・ 重大な場合 (例) 審査機能不全 監査業務遂行体制不全		業務停止 1 年
	・ 業務の遂行が著しく不十分 (例) 広範囲な監査手続違反		業務停止 1 月

○ 個別事情による加重・軽減

項 目	内 容	加重・軽減 (新基準)
行為者の意識	○偽装行為を行うなど計画的、又は悪質性の高い行為である場合	加重
	○行為を行ったことにつき、考慮すべき事情があると認められる 場合	軽減
	○過失に基づく行為であり情状が認められる場合	軽減
行為等の態様	○違反等の状態が長期間にわたる場合	加重
	○常習的に（繰り返し）行っている場合	加重
	○違反等の行為が単発又は短期間である場合	軽減
	○従たる立場で行った場合	軽減
是正等の対応	○（監査法人の）役職を辞退するなどの対応をしている場合	軽減
	○事実関係の把握に真摯に取り組むなどの対応をしている場合	軽減
刑事事件としての 該当性、社会的影 響度	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	加重
	○監査法人の役職者などの責任ある地位にある者の行為で社会的 影響が大きい場合	加重

その他	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき加重すべき項目がある場合	加重
	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき軽減すべき項目がある場合	軽減

(2) 監査法人

○ 基本となる処分の量定

懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定 (新基準)
公認会計士 法違反	・業務停止処分違反	第34条の21第2項第3号	解散命令
	・業務改善命令違反		業務停止2年
	・業務改善指示違反	第34条の21第2項第4号	業務停止2年
	・監査法人成立届出違反	第34条の9の2	業務停止1月
	・社員懲戒調査検査忌避、虚偽答弁等 ・報告検査忌避	第34条の21第4項、 第55条第1号 第49条の3、第53条	
	・業務制限違反 〔利害関係規定違反〕	第34条の11、第34条の11の2	業務改善命令
	・社員のローテーション違反	第34条の11の3、第34条の11の4、第34条の11の5	
	・業務管理体制整備違反	第34条の13	
	・監査業務執行方法違反	第34条の12第1項	戒告
	・監査法人定款変更届出違反、業務報告書提出義務違反、解散・合併届出違反、登記義務違反	第34条の6第1項、 第34条の10、第34条の16、第34条の18第3項等	
	・証明範囲利害関係明示違反	第25条、第34条の12第3項	
	・使用人監督義務違反	第28条の3、第34条の14の3	
公認会計士 法違反(信用 失墜行為違反)	監査法人の信用を失墜させる行為	第34条の13第5項	態様に応じ、戒告又は業務改善命令等
	(重大な場合)		業務停止3月 業務停止1月
	・自己脱税 刑事訴追対象となった場合など 重大な場合 (1) 不正所得高額 (2) 不正所得少額		
	・いわゆる「名義貸し」 ・上記以外の重大な信用失墜行為		業務停止2月 業務停止3月

公認会計士 法違反(運営 が著しく不 当)	・ 特に重大な場合 (例) 品質管理の方針等不存在	第 34 条の 21 第 2 項第 3 号	業務停止 2 年
	・ 重大な場合 (例) 審査機能不全 監査証明業務遂行体制不全		業務停止 1 年
	・ 業務管理体制の運用が著しく不 十分		業務改善命令
公認会計士 法違反(有限 責任監査法 人の違反行 為)	・ 登録拒否事由への該当	第 34 条の 29 第 2 項	業務改善命令 一部業務停止(改善まで)
	・ 不正の手段による登録		有限責任監査法人の登録 抹消
	・ 業務改善命令違反		業務停止 2 年
	・ 業務改善指示違反		業務停止 2 年

○ 個別事情による加重・軽減

項 目	内 容	加重・軽減 (新基準)
内部管理の態様	○品質管理に関する規定・体制の未整備又は不備による場合	加重
	○諸規準に準拠し、内部管理体制が確立していると認められる場合	軽減
内部規律の態様	○内部規律に関する規定・体制の未整備又は不備による場合	加重
	○諸規準に準拠し、内部規律が確保されていると認められる場合	軽減
行為等の態様	○違反等の状態が長期間にわたる場合	加重
	○常習的に(繰り返し)行っている場合	加重
	○違反等の行為が単発又は短期間である場合	軽減
	○従たる立場で行った場合	軽減
行為者の状況	○行為者の故意・過失の程度が重いと認められる場合	加重
	○行為者の故意・過失の程度が軽いと認められる場合	軽減
	○行為者が監査法人に対して虚偽の報告をする等の隠蔽行為や欺 網行為が介在し、監査法人の過失の程度が軽いと認められる場合	軽減
是正等の対応	○速やかに法人内で調査等を行い、適切な改善措置を講じている 場合	軽減
	○事実関係の把握及び再発防止等に向けた適切な対応がとられて いる場合	軽減
刑事事件としての 該当性、社会的影 響度	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	加重
	○監査法人の役職者などの責任ある地位にある者の行為で社会的 影響が大きい場合	加重
その他	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき加重すべき項 目がある場合	加重
	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき軽減すべき項 目がある場合	軽減

(3) 特定社員

○ 基本となる処分の量定

懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定 (新基準)
公認会計士法 違反	・監査法人の業務従事停止処分違反	第 34 条の 10 の 17 第 2 項	登録抹消
	・守秘義務違反	第 34 条の 10 の 16	監査法人の業務従事停止 1 月
	・変更登録義務違反	第 34 条の 10 の 13	戒告
	・社員競業禁止規定違反	第 34 条の 14	
公認会計士法 違反（信用失 墜行為）	・監査補助者としての業務不適切 (1) 不正行為等の不報告などの重 大な場合 (2) 監査手続違反などの指示違反 等の場合	第 34 条の 13 第 5 項	監査法人の業務従事停止 6 月 監査法人の業務従事停止 1 月
	・倫理規定違反 金品の受領など重大な場合		監査法人の業務従事停止 1 月
	・自己脱税 刑事訴追対象となった場合な ど重大な場合 (2) 不正所得高額 (3) 不正所得少額		監査法人の業務従事停止 3 月 監査法人の業務従事停止 1 月
	・いわゆる「名義貸し」		監査法人の業務従事停止 2 月
	・不正経理協力 (1) 刑事訴追の対象 (2) (1) 以外の場合		監査法人の業務従事停止 1 年 監査法人の業務従事停止 6 月
	・上記以外の重大な信用失墜行為		監査法人の業務従事停止 3 月

○ 個別事情による加重・軽減

項 目	内 容	加重・軽減 (新基準)
行為者の意識	○偽装行為を行うなど計画的、又は悪質性の高い行為である場合	加重
	○行為を行ったことにつき、考慮すべき事情があると認められる 場合	軽減
	○過失に基づく行為であり情状が認められる場合	軽減

行為等の態様	○違反等の状態が長期間にわたる場合	加重
	○常習的に（繰り返し）行っている場合	加重
	○違反等の行為が単発又は短期間である場合	軽減
	○従たる立場で行った場合	軽減
是正等の対応	○（監査法人の）役職を辞退するなどの対応をしている場合	軽減
	○事実関係の把握に真摯に取り組むなどの対応をしている場合	軽減
刑事事件としての 該当性、社会的影 響度	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	加重
	○監査法人の役職者などの責任ある地位にある者の行為で社会的影響が大きい場合	加重
その他	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき加重すべき項目がある場合	加重
	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき軽減すべき項目がある場合	軽減

【上記区分表の適用に当たっての注意事項】

1. 上表に具体的な記載のない行為については、上表中最も類似した行為の例によること。
2. 複数の処分事由に該当する場合
 - (1) 一つの行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、又は手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する場合には、基本となる処分の量定が最も重い区分とする。
 - (2) 二以上の処分等すべき行為について併せて処分等を行うときは、基本となる処分の量定が最も重い行為の区分に適宜加重するものとする。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認め得る場合には、単一の行為とみなすことができるものとする。
3. 「個別事情による加重・軽減」については、該当する項目・内容を勘案し、その程度に応じ、業務停止の期間、処分態様（登録抹消・解散命令←→業務停止←→業務改善命令（監査法人に限る）←→戒告）を変更することができるものとする。
4. 過去に処分等を受けている場合等の取扱い

今回の相当とされる処分等に加重する。

 - (1) 過去に処分等を受けている場合

過去の処分等の軽重に応じ、加重の程度に差をつけた上で今回の相当とされる処分等に加重する。
 - (2) 他の法令に違反している場合

違反の程度に応じ加重する。
5. 個別事情・周辺事情等を考慮した結果、「登録抹消」又は「解散命令」を超える場合であっても、それぞれ「登録抹消」又は「解散命令」とする。
6. 個別事情・周辺事情等により軽減した結果、処分等自体を行わないことがあり得ることに留意する。
7. 監査法人の内部管理の態様及び内部規律の態様が、諸規準に準拠していると認められるかどうかについては、公認会計士協会の品質管理レビュー結果等に対する公認会計士・監査審査会によるモニタリングが行われていれば、その状況も参照することとする。
8. この区分表等は、平成20年4月1日施行された改正公認会計士法の下における適用の考え方を示したものである。